

# 第1回 京都市放課後対策事業検討委員会

## 会 議 次 第

- 1 日時 平成19年5月29日（火）午後1時30分～
- 2 場所 京都市教育相談総合センター（こどもパトナ） 1階会議室
- 3 次第
  - （1）開会
  - （2）委嘱状交付
  - （3）委員紹介
  - （4）市長メッセージ代読
  - （5）設置要綱の確認
  - （6）委員長・副委員長の選出
  - （7）経過及び事業概要説明
  - （8）本年度の実施について
  - （9）その他
  - （10）閉会

資料 1

京都市放課後対策事業検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 放課後の児童の安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する施策の在り方について検討するため、京都市放課後対策事業検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 本市の総合的な放課後対策事業の運営方策等に関すること。
- (2) その他放課後の児童の居場所づくりに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人程度をもって組織する。

2 委員は、京都市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 委員長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明等を徴することができる。

(専門委員)

第7条 委員会に、専門委員を置くことができる。

- 2 委員長は、会議において専門的な事項を協議する際に、専門委員の出席を求め、意見等を徴することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課及び京都市教育委員会事務局指導部地域教育専門主事室において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年5月16日から施行する。

(第1回の会議の招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定に関わらず、第1回の委員会は、京都市長が召集する。

## 資料2

### 放課後子どもプラン について

- 児童館・学童クラブ事業は、児童の健全育成や子育て支援の拠点として大きな役割を果たしており、現行の130館整備計画を前提に、「放課後子ども教室」を、4年生～6年生の自主的な「学びの場」として棲み分けを図りつつ展開していく。
- 従前から、全校下校時（概ね午後4時30分）までは全児童を対象として自主的な活動の場として校庭等の開放を行っているが、幅広いボランティアや学校運営協議会の構成メンバーの協力により、子どもたちの居場所を充実する。

#### 子どもを取り巻く環境の変化

- 少子化、核家族化、就労状況等の変化による保護者ニーズの多様化

|                  |                           |                               |                 |
|------------------|---------------------------|-------------------------------|-----------------|
| 1～3年生<br>34,359人 | 昼間留守家庭児童<br>9,093人(26.5%) | 昼間留守家庭以外の児童<br>25,266人(73.5%) | 全児童数<br>69,017人 |
| 4～6年生<br>34,658人 |                           |                               |                 |

うち学童クラブ登録児童7,124人（昼間留守家庭児童の78.3%）

- 子どもの生活実態の変化

- ・テレビやゲームの視聴時間（6年生で1日2時間以上：59.9%）の増大
- ・家庭学習（6年生で1日30分以内：25%）や読書量（1カ月0冊：12.7%、1～2冊：43.1%）の不足

- 子どもが関わる事件の多発 等

多数のボランティア参画  
による地域ぐるみの取組  
～地域の子どもは  
地域で育む～

- 自主的な学習機会の提供等により、子どもたちの学力の定着・向上を図り、健やかな成長を目指す
- すべての子どもに安心・安全な放課後の居場所の充実を図る

#### 放課後子どもプラン

平成19年度創設の総合対策事業。原則としてすべての小学校区（全国20,000ヶ所）で実施  
趣旨：「学びの場」「体験の場」「交流の場」「遊びの場」「生活の場」

放課後子ども教室推進事業＜文部科学省＞  
※19年度は10,000か所

対象：1～6年生の全児童（希望登録制）  
場所：基本的に学校施設  
※未実施校区も、次年度の実施にむけ  
コーディネーターの配置を支援

放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）  
＜厚生労働省＞

対象：1～3年生の昼間留守家庭児童  
場所：児童館・学童保育所

連携

#### 「放課後まなび教室」（京都市版「放課後子ども教室」）（案）

- ①趣旨：自主的な「学びの場」、安心・安全な居場所の充実
- ②対象：当該小学校に在学する4年生～6年生（登録制）
- ③登録料：保険料について検討中（教材費等実費負担）
- ④日時：原則週5日、状況により週3～4日も可  
月曜～金曜：授業終了後 午後6時まで  
長期休業中：午後2時から午後6時まで
- ⑤閉所日：土曜・日曜・祝日・学校閉鎖日・年末年始
- ⑥活動場所：図書室・余裕教室・ランチルーム・音楽室
- ⑦活動内容：○図書室での読書・自主学習（宿題や予習・復習等）  
○余裕教室やランチルームでの自主学習（宿題や予習・復習等）  
○音楽室での文化的な行事（単発事業）  
※地域の特色を生かした取組や「小学校運動部活動」と連携可
- ⑧運営：○各学校で、地域と連携を保ちつつ、PTA・地域団体等が参画する「実行委員会」に委託し、ボランティアの参画を得て運営  
○各「実行委員会」での取組を総括し、放課後子ども教室の在り方や運営方法等を検討するため、学校・PTA・行政等で構成する組織を設置
- ⑨要員：コーディネーター（5校毎に1名）：事業の調整  
指導員（各校1名）：学習活動の支援、安全管理  
ボランティア（各校2名）：学習活動の支援  
※その他多数のボランティアの参画を得る

#### ＜基本的な考え方＞

- 昭和46年から実施している「スポーツ教室」の発展型として、現在児童2万人、（地域指導者1千人）が参加する「小学校運動部活動」を全校実施している現状に加え、学力向上の一環として学習面・文化面にも活動を広げ、4年生から6年生を対象として、自主的な「学びの場」や文化的な活動の場を設ける。
- 趣旨・対象・日時等により児童館・学童クラブ事業と棲み分ける。
- 「学校放課後子ども育成事業検討委員会」において、本事業について検討する。

※児童館は18歳までの児童の健全育成の場として、学童クラブ事業は昼間留守家庭の児童の生活の場として、それぞれ重要な役割を果たしており、こうした点を大切にしつつ、「放課後子ども教室推進事業」について、児童館・学童クラブ関係者の協力を求める。